



Title	内部統制基準制定の契機：西武鉄道等の事例との関連
Author(s)	吉見， 宏
Citation	経済学研究, 58(4), 217-222
Issue Date	2009-03-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37310
Type	departmental bulletin paper
File Information	58-4_017.pdf



内部統制基準制定の契機

——西武鉄道等の事例との関連——

吉 見 宏

I はじめに

アメリカにおいて 2002 年にサーベインス・オックスリー法 (SOX 法) が制定され、内部統制監査制度が導入された契機は、前年末のエンロン社破綻にあることは異論のないところであろう。エンロン社の破綻は、それほどインパクトのある不正会計事例であった。

我が国では、2005 年 1 月 28 日に開催された企業会計審議会総会において、同審議会に内部統制部会が設置され、同部会は 2 月 23 日に第 1 回の審議を開始している。同部会は、その後、12 月 8 日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を公表するが、2006 年 6 月に金融商品取引法が制定され、内部統制報告書の作成およびその監査が制度化されるに伴い、2006 年 11 月 21 日に公表した実施基準（公開草案）とあわせた形で、2007 年 2 月 15 日、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が設定された。いわゆる内部統制基準である。

一般にいう日本版 SOX 法とは、金融商品取引法の内部統制に係る該当部分と、これに関連する内閣府令、そして上記の内部統制基準等を総称したものである。このように関連規定等が分かれていることもあり、議論の開始から制度の整備まで約 2 年を要し、さらに実務上実施されたのは 2008 年 4 月以降となった。

一般に日本の監査制度は、アメリカのそれを移植する形で整備されてきた傾向があるが、内

部統制監査もまた、その轍を踏んでいるようにみえる。一方で、内部統制基準については、単にアメリカの方向性への追従ではなく、アメリカにおけるエンロン事件のような制度整備の契機となった不正事例が、我が国にも存在したことによってもみられる。しかしながら、その契機とされる事例と内部統制基準制定との関連は、上記のように制度の制定、実施までに時間を要していることもあって、エンロン事件と SOX 法とのような明瞭な関係性が見づらくなっていることも事実である。

本稿では、内部統制基準制定の契機となったと考えられる事例を概観し、その関係性を検討するものである。

II 大和銀行の事例と内部統制

大和銀行事件は、1995 年に同行ニューヨーク支店において、現地採用行員が米国国債取引に失敗して損失を出すとともに、不正な有価証券取引を行ったものである¹⁾。この事件は、当事者である行員が役員に自ら告白することによって発覚したが、裏を返せばそれまでは銀行内の何人かかかる不正取引と損失の存在を感知していなかったことになる。この事件については、アメリカ当局が隠蔽工作を含む大和銀行による組織ぐるみの犯罪とみなし、司法取引が行われた結果として、同行は有罪を認めることとなっ

1) 同事例について詳しくは、吉見(1999)第 15 章を参照。

た。さらに大和銀行はニューヨーク州銀行局から業務停止命令を受け、事実上アメリカからの追放処分を受けるに至った。

その後、この事例は日本国内での株主代表訴訟に発展した。1995年11月、大和銀行の個人株主2人と法人株主1社が、上記事例について、取締役ら38人の責任を問い、11億ドル(約1,100億円:当時)の損害賠償を求める株主代表訴訟を提訴した。原告株主は、役員らがニューヨーク支店における長期にわたる不正取引を看過し、不正発覚後も適切な措置を怠って同行に損害を与え、経営陣が商法(当時)に定める取締役の忠実義務に違反したと主張した²⁾。大阪地裁は、2000年9月20日、原告の請求を一部認め、当時の取締役および監査役11名に対して、総額7億7,500万ドル(約829億円)の損害賠償を命じる判決を下した³⁾。このうち、元ニューヨーク支店長については5億3,000万ドル(約570億円)、頭取ら11人については2億4,500万ドル(約260億円)の賠償額となっている。その後、被告は控訴したが、2001年12月、被告が総額約2億5,000万円を賠償することで和解している⁴⁾。

この訴訟が注目されたのは、第一審とはいえ巨額の賠償額が個人役員について認められたことによるが、本稿の観点からは、大阪地裁の判決文に以下のような内部統制についての言及があり、これが賠償を認める根拠の一つとなっていることが特筆される。

「健全な会社経営を行うためには、(中略)リスク管理が欠かせず、会社が営む規模、特性等に応じたリスク管理体制(いわゆる内部統制システム)を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから、(中略)業務執

行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。」

「この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすべきものと言うべきである。」

このように、判決は大和銀行のリスク管理体制、すなわち内部統制に不備が認められ、取締役にはそれを構築できていなかった義務違反があり、監査役は取締役の業務の監視義務を怠ったとしたのである。

この判決は、他の企業に大きな影響を与えた。企業統治、コンプライアンス(法令順守)の見直しと強化の必要性が指摘され、これを通じて不正の防止を図ろうとする動きが広がった⁵⁾。しかしその動機は、なにより多額の賠償金の可能性のある訴訟の回避であり、議論の中心は、判決に指摘された「内部統制システム」を制度的に整備することではなく、訴訟における賠償額に上限を定めるための制度整備であった。

本事例は、エンロン事件発生以前に生じたものである。そのような中で、我が国で訴訟において内部統制の不備を明確に指摘した判決が示されていることは注目に値すべきであろう。しかしながら、この時点では、本事例についてその後の内部統制基準の整備に至る直接的な連関を見ることは困難であるように思われる。

2) 『日本経済新聞』1995年11月28日朝刊、39頁。

3) 『日本経済新聞』2000年9月20日夕刊、19頁。

4) 『日本経済新聞』2001年12月11日夕刊、1頁。

5) 『日経産業新聞』2000年9月28日、26頁。

III 西武鉄道の事例とディスクロージャー制度への信頼確保

2004年11月16日に金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼確保に向けた対応について」では、以下のように述べられている。

「10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例が相次いで判明している。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しており、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向け、以下の方策を強力に推進していくものとする。

(中略)

2. 公認会計士等に対する監督

(1)開示会社の有価証券報告書等において、監査人の監査体制や監査継続年数についての開示を検討する。

(2)公認会計士・監査審査会において、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリングを実施する。このため、これらの項目に重点を置いた品質管理レビューの実施を日本公認会計士協会に要請する。

(中略)

3. 開示制度の整備

開示制度をめぐる、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項についての検討を要請する。

(1)財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方」

さらに、金融審議会第一部会の検討を経て、2004年12月24日に金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応

(第二弾)について」には、3. 開示制度の整備、において以下のような記述が見られる。

「(1)財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査

現在任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する。」

以上のように、上記の文書からは、金融庁として、同年10月中旬以降の「不適正な事例」を契機に、経営者による内部統制の評価(報告書の作成)とその監査の制度化を検討するという方向性を持ったことを比較的明瞭に看取することができる。上記の文書は、後の企業会計審議会第1回内部統制部会においても資料として配付されており、その点からは、企業不正事例を契機に内部統制基準の整備が諮られたと見えるのである。

では、ここにいう2004年10月中旬以降に生じた「不適正な事例」とは何を指すのか。一般に、それは西武鉄道事件であるといわれる⁶⁾。

西武鉄道事件とは、2003年3月にいわゆる総会屋への利益供与により同社専務らが商法違反容疑で逮捕された利益供与事件と、その後に表面化した西武鉄道株の名義偽装事件を指すが、本稿で検討の対象とするのは主として後者である。

この名義偽装事件は、同社の筆頭株主であるコクドの持株比率を有価証券報告書に長年にわたり過少記載し、結果として、長期間、上場廃止基準に抵触する状態が続いていたというものである。西武鉄道は、この事実を2004年10

6) 町田(2008)、33-34頁。

月 13 日に公表した。また西武鉄道グループの伊豆箱根鉄道にも同様の事実があったことを同月 27 日に公表している。これを受けて、西武鉄道は 12 月 17 日、伊豆箱根鉄道は同月 26 日に上場廃止となった。

この事例の特徴に、企業統治のあり方と監査に対して注目されたことがある。前者については、西武鉄道グループが、非上場企業のコクドの傘下に上場企業の西武鉄道等を置き、さらにそのコクド株の 36% をグループ総帥である西武鉄道会長が保有している構造を持っていたため、同会長の絶対的な権限の下、内部的なチェック体制が成立していなかったとされる。端的には、株主の名義書き換え等の株主事務を、一般的に行われている外部委託とせず社内で行っており、個人名義株を隠匿していたコクドからの指示を受けて西武鉄道の総務担当者が名義の書き換え、配当金の送付を行っていたとされる⁷⁾。

この事例において監査については、監査役と公認会計士の両者が着目されている。

監査役については、1983 年以降の西武鉄道の監査役は 13 人であり、うち最長在任期間の者は 18 年、前経歴が西武鉄道関係者の者は 11 人である。93 年の商法改正により必須となった社外監査役も顧問弁護士や関係会社の西武建設の取締役であった。以上の点が、監査役監査が西武鉄道においては形骸化していたのではないかという指摘に結びついている⁸⁾。ただし、利益供与事件を受け、同社監査役が 8 月 20 日の取締役会において株式の名義偽装問題を指摘し、コクドに実態調査を依頼していることには言及しておく必要があるように思われる。

公認会計士については、西武鉄道の証券取引法監査が監査法人ではなく個人の会計士 2 名によりなされ、うち 1 人が 29 年、他方が 18 年の長期にわたって監査を行っていたことが注目された⁹⁾。

有価証券報告書の虚偽記載が、会計士による監査の中で見いだせなかったかについては、たとえば自民党「企業会計に関する小委員会」からも問われているが、当時の日本公認会計士協会会長は、株主名簿が正しいかどうかを会計士が確認するのは困難、としている¹⁰⁾。もとより、株主名簿が会計監査の直接的な対象とはいえない、この点からすれば、名義偽装問題を会計士の監査責任と結びつけて議論することには問題がある。日本公認会計士協会は、証券取引法では株主構成の内容は監査対象となっていないとして、当該会計士の処分は行っていない¹¹⁾。

IV アソシエント・テクノロジー等の事例

先の金融庁による「ディスクロージャー制度の信頼確保に向けた対応について」では、そこにいる 10 月中旬以降の「不適正な事例」として西武鉄道を特定しているわけではない。「ディスクロージャー制度の信頼確保に向けた対応について」が公表される 11 月中旬までの約 1 ヶ月には、他にも不正事例が生じており、これらもここにいう「不適正な事例」に含まれる可能性がある。

その第一は、アソシエント・テクノロジー（以下、アソシエント社とする）の粉飾経理事例である。アソシエント社は、10 月 21 日に、2004 年 7 月期連結決算（9 月 29 日発表）において約 1 億 7,000 万円の純利益の過大計上があったと発表した¹²⁾。同社は東証マザーズ上場であり、中央青山監査法人（当時）が証券取引法監査を担当していたが、粉飾経理の発表は監査法

10) 『産経新聞』(東京) 2004 年 10 月 24 日朝刊, 4 頁。

11) 『読売新聞』(東京) 2005 年 3 月 1 日朝刊, 11 頁。

12) 『日本経済新聞』2004 年 10 月 21 日夕刊, 1 頁。
なお、同年 12 月 28 日に同社が発表した「アソシエント・テクノロジー株式会社の不適切な決算処理に関する調査委員会」（以下、調査委員会とする）による報告書では、税引前当期純利益で約 3 億 9,606 万円、当期純利益で約 2 億 8,931 万円の粉飾額があったとしている。

7) 『産経新聞』(東京) 2004 年 10 月 24 日朝刊, 4 頁。

8) 『日本経済新聞』2004 年 10 月 22 日朝刊, 3 頁。

9) 『読売新聞』(東京) 2004 年 10 月 28 日朝刊, 8 頁。

人の指摘によるものではなく、税務当局の調査をきっかけとする、社長自身による告白であった¹³⁾。

アソシエント社の粉飾の方法は売上の水増しとその主たるものであり、これにはスルー取引と呼ばれる業界慣行を利用したものと、外注費の前渡しによるものがある。前者は最終購入者が確定しない中で業界内の協力企業間で取引を経由させて売上をたてるもので、アソシエント社を含む IT 業界での慣行であったという¹⁴⁾。この場合、関係証憑は存在し、資金も動くものの、商品自体に動きはない。商品の物理的な大きさが小さい IT 業界の特性を利用した取引ともいえ、このために監査法人は粉飾経理を見いだせなかったとされる¹⁵⁾。

後者は、受注に先立って前渡金として資金を振り込むことで売上をたてるものであるが、売上を任意の期間に振り分けることができることから、アソシエント社の粉飾経理のきっかけになったとされるものである¹⁶⁾。これは 2002 年 8 月から始まったとされ、アソシエント社の上場が 2003 年 6 月であることから、同社の粉飾経理は上場前からなされており、むしろ「上場を実現し、継続することを目的としてなされたもの」とされる¹⁷⁾。

さらに他の「不適正な事例」としては、10 月 27 日に粉飾経理の存在が発表されたカネボウの事例がある。カネボウは当時すでに再建途上にあったが、左記の日付において、同社が 2004 年 4 月に設立した「経営浄化調査委員会」による報告書中に、左記の粉飾経理の存在を指摘したものである。カネボウの事例は重要な不正事例であるが、本稿との関連では、本事例の粉飾経理事例としての端緒が 2004 年 10 月末にあったことを指摘するに止める。

V おわりに

アソシエント社とカネボウの両事例は、粉飾経理事例であり、財務諸表監査に直接に関連するものであり、事実、両社の監査を担当していた中央青山監査法人はその後大きな批判にさらされることになる。しかし粉飾経理事例それ自体は従来からみられるものであり、この時点で特に内部統制基準の整備に結びつくものとは考えにくい。

一方西武鉄道の事例は、絶対的な経営者の下での内部管理体制の不備に起因するものと考えられ、その点で内部統制の整備不全の問題と関連する。株主名簿が公認会計士監査の対象ではないと考えられたとしても、担当会計士が長期間にわたって就任していたことは、監査対象企業との結びつきを疑問視される結果となり、監査批判につながった。

これから、確かに 2005 年以降の内部統制基準の制定に至る契機として、西武鉄道の事例を挙げることは適切であると考えられよう。ただし、西武鉄道の事例だけで内部統制基準制定の契機となり得たかといえ、それは疑問である。

エンロン事件以前の 2000 年に生じた大和銀行の事例は、内部統制の欠如による問題点が顕在化した最もわかりやすい事例であった。その意味では、不正事例を契機に真に内部統制の整備の必要性を考えたのであれば、この時点で内部統制報告書、そしてその監査の制度整備が勘案されても不思議ではない。内部統制基準でも参考とされた、COSO の報告書はすでに 1992 年に発表されており、議論のための基礎はすでにあつたと考えられる。

したがって、西武鉄道の事例は、確かに内部統制の必要性を見いださせたというものの、この事例のみでは内部統制基準の制定に向かう契機としては十分ではなかったと考えられる。西武鉄道の事例に加え、同時期のアソシエント社やカネボウ等の事例がいわば幫助する形で内部

13) 『日経金融新聞』2004 年 10 月 22 日、4 頁。

14) 『日本経済新聞』2004 年 12 月 3 日朝刊、1 頁。

15) 『朝日新聞』2004 年 12 月 10 日夕刊、13 頁

16) 『日経金融新聞』2004 年 11 月 12 日、4 頁。

17) 「調査委員会」報告書要旨 (2004 年 12 月 28 日)

統制基準の整備に向かわせたとみることが適当であろう。

参考文献

岩原紳作 (2000a) 「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題(上)」『旬刊商事法務』第 1576 号, 4-14 頁。

岩原紳作 (2000b) 「大和銀行代表訴訟事件一審判決と代表訴訟制度改正問題(下)」『旬刊商事法務』第 1577 号, 4-16 頁。

鶴崎清貴 (2005) 「コーポレート・ガバナンス・アソシエント・テクノロジー株式会社のケース」『大分大学経済論集』第 57 巻第 4 号, 41-68 頁。

門脇徹雄, VBS 研究会 VC 分科会(編著) (2008) 『ケースブック上場ベンチャー企業の粉飾・不正会計失敗事例から学ぶ』中央経済社。

菊地伸 (2000) 「大和銀行株主代表訴訟判決に触れて」『監査役』第 436 号, 5-13 頁。

後藤啓二 (2006) 『企業コンプライアンス』文春新書 (文藝春秋)。

八田進二 (2005) 「企業情報等の開示充実に向けた課題—会計・監査・ガバナンス三位一体の改革の必要性—」『青山経営論集』第 40 巻第 1 号, 1-19 頁。

早川長治 (2006) 『企業スキャンダルと監査法人』彩流社。

町田祥弘 (2008) 『内部統制の知識(第 2 版)』日経文庫(日本経済新聞出版社)。

吉見宏 (1999) 『企業不正と監査』, 税務経理協会。

吉見宏 (2008) 『ケースブック監査論(第 4 版)』新世社。